

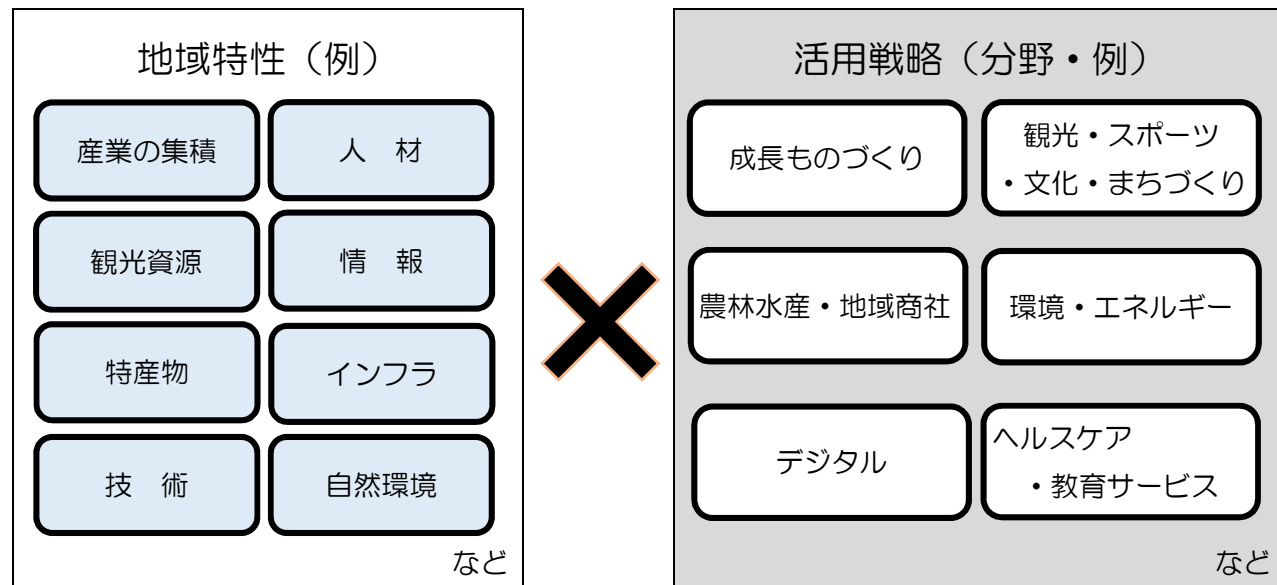
# 地域未来投資促進法に基づく「第2期新潟県新潟市・聖籠町基本計画」(案)の概要について

## 1 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

### (1) 法の趣旨

地域特性を生かし、高い付加価値の創出及び売上増大などの経済的効果の見込める事業に対し、税制や規制の特例などの支援により、地域産業の成長発展の基盤強化を図る。

### 【国の基本方針に示される地域特性及び活用戦略】



### (2) 事業者への支援

- 税制：地域未来投資促進税制（法人税の特別償却又は税額控除）、県税の減免など
- 補助：新潟県未来創造産業立地促進補助金（県事業）
- 金融：日本政策金融公庫からの融資（長期固定金利）など
- 規制の特例：農用地区域からの除外・農地転用、市街化調整区域における開発の規制緩和

## 2 第2期基本計画（案）

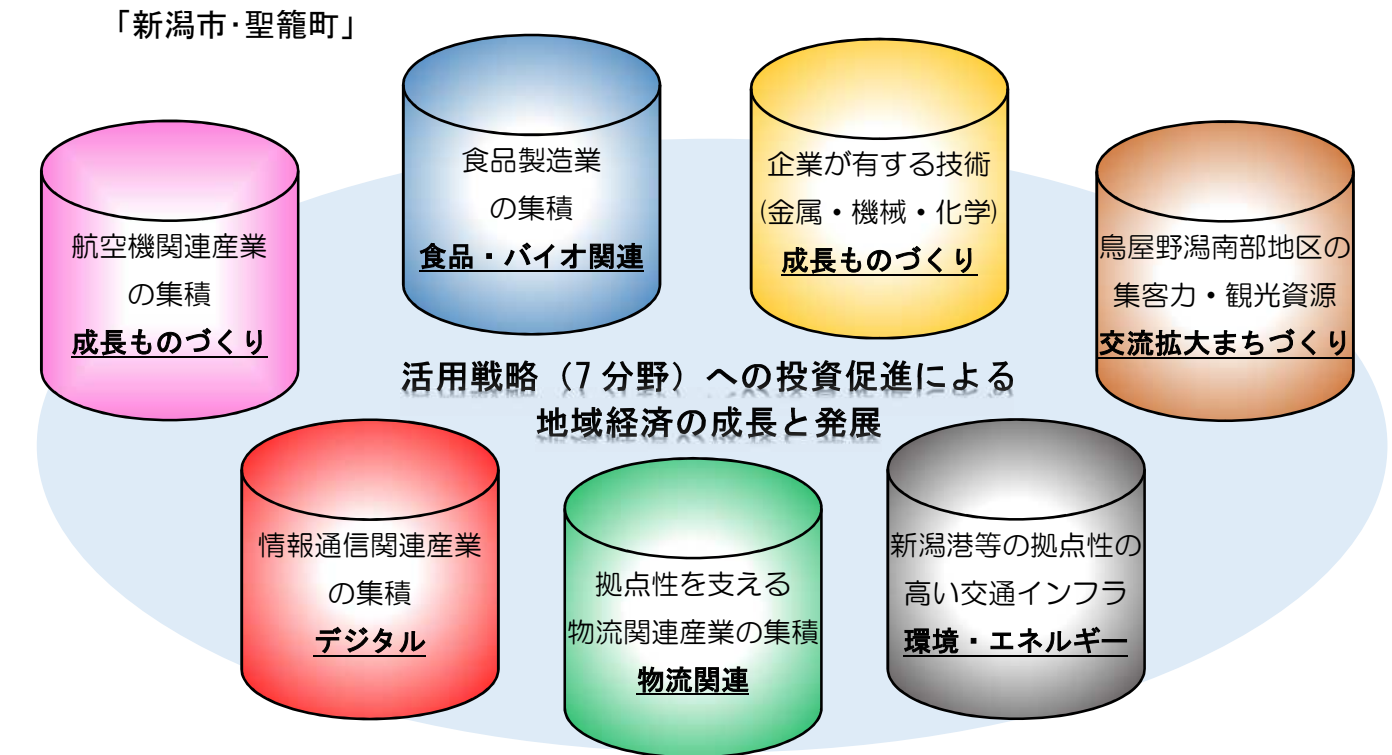
### (1) 基本事項

- 策定者  
新潟市・聖籠町・新潟県
- 計画期間  
国同意の日から令和10年度末
- 促進区域  
新潟市域及び聖籠町域の全域
- 重点促進区域  
鳥屋野潟南部開発計画住居・交流拡大ゾーン  
(現計画から継続)

【重点促進区域 令和4年6月設定】



### (2) 第2期基本計画の地域特性及び活用戦略（7分野）



### (3) 地域経済牽引事業計画の承認要件（新潟県が承認）

- 7分野のいずれかに該当すること
- 付加価値額 4,243 万円の増加（県内企業1事業者あたり付加価値創出額）
- 次のいずれかの経済的効果が見込まれること  
取引額5%増、売上高5%増、雇用者数1%増、給与等支給総額2%増

### (4) 事業環境整備（新潟市の役割）

- ①インフラ整備
- ②人材確保に向けた支援（追加）
- ③工業用地の確保に向けた支援（追加）
- ④スタートアップへの支援（追加） など

### (5) 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年12月下旬～ パブリックコメントの実施
- 令和6年2月下旬～ 国と事前協議
- 令和6年3月下旬～ 国へ協議申請（※国協議により計画内容の変更可能性あり）